（気象研究所に置く部等）

第四十八条　気象研究所に、企画室及び次の九部並びに研究調整官一人を置く。

総務部

全球大気海洋研究部
気象予報研究部
気象観測研究部
台風・災害気象研究部
気候・環境研究部
地震津波研究部
火山研究部
応用気象研究部

（全球大気海洋研究部の所掌事務）

第五十四条　全球大気海洋研究部は、地球全体に係る気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する研究に関する事務（他の研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（気象予報研究部の所掌事務）

第五十五条　気象予報研究部は、国内の気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象の予報に関する研究に関する事務（台風・災害気象研究部、気候・環境研究部及び応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（気象観測研究部の所掌事務）

第五十六条　気象観測研究部は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する次に掲げる事務（台風・災害気象研究部、気候・環境研究部及び応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　観測に関する研究に関すること。
二　気象衛星に関する研究に関すること。
三　気象測器に関する研究に関すること。

（気象研究所に置く部等）

第四十八条　気象研究所に、企画室及び次の九部並びに研究調整官一人を置く。

総務部

予報研究部
気候研究部
台風研究部
環境・応用気象研究部
気象衛星・観測システム研究部
地震津波研究部
火山研究部
海洋・地球化学研究部

（予報研究部の所掌事務）

第五十四条　予報研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象の予報の基礎理論の研究に関すること（気候研究部の所掌に属するものを除く。）。
二　天気解析の研究に関すること。
三　天気予報の研究に関すること。
四　気象統計に関する研究に関すること。
五　航空気象の研究に関すること。
六　降水機構及び人工降水に関する研究に関すること。
七　高層における大気に関する研究に関すること（環境・応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）。
八　気象に関連する空電に関する研究に関すること。

（気候研究部の所掌事務）

第五十五条　気候研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候の予報の基礎理論の研究に関すること。
二　気候解析の研究に関すること。
三　気候モデルの研究に関すること。
四　季節予報の研究に関すること。
五　気候変動の研究に関すること。
六　気象に関連する輻射に関する研究に関すること（環境・応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）。
七　宇宙線に関する研究に関すること。
八　地球磁気及び地球電気に関する研究に関すること。
九　前各号に掲げるもののほか、気候の研究に関すること。

（台風研究部の所掌事務）

第五十六条　台風研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　台風に関する研究に関すること。
二　台風に伴う諸現象の研究に関すること（気候研究部の所掌に属するものを除く。）。